

横浜市木造建築物安全相談事業実施要綱

制 定 平成27年4月1日 都 防 第 1050号（局長決裁）
最近改正 令和8年3月31日 都 防 第 1725号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、地震時の火災による延焼の危険性が高い地域におけるまちの不燃化及び耐震化を推進するため、木造建築物の所有者等に対して、当該建築物の建替え、除却、不燃化及び耐震化並びに道路、擁壁及び塀等に関する調査及び助言等（以下「建築物安全相談」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定め、地震災害時の安全対策等に関する意識の啓発、知識の普及及び実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 調査員 建築物安全相談の実施に当たり、現地調査を行う者をいう。
- (2) 説明員 建築物安全相談の実施に当たり、相談説明を行う者をいう。
- (3) 事前確認 調査員が現地調査を実施する前に、横浜市行政地図情報提供システム、航空写真、その他公開資料で敷地及びその前面道路等の情報を確認することをいう。
- (4) 現地調査 調査員が建築物やその敷地及びその周辺の道路、擁壁、塀等を現地で調査すること及び相談説明等に使用する報告書等を作成することをいう。
- (5) 相談説明 説明員が報告書の説明及び助言等を行うことをいう。
- (6) 耐震診断 横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成10年4月1日制定）第2条第1項第4号の規定による耐震診断をいう。

（事業対象者）

第3条 本事業の対象となる者は、横浜市建築物不燃化推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日都地ま第2674号）第3条に定める事業対象地区に2階建て以下の木造建築物（築22年以上のものに限る。）を所有している者とする。

2 前項の規定にかかわらず、原則として、過去に本事業を利用した建築物の所有者は対象としない。

（事業内容）

第4条 市長は、前条に規定する事業対象者に対し、建築物安全相談を実施することができる。

2 前項に規定する建築物安全相談における調査内容は、次に掲げる項目とする。

- (1) 建築物の耐震性能（以下「耐震診断」という。）
- (2) 建築物の防火・耐火性能等
- (3) 建築物の前面道路の状況
- (4) 擁壁・崖・ブロック塀等の状況
- (5) その他

3 第1項に規定する建築物安全相談の実施に係る費用は、横浜市が負担する。

4 第2項第1号に規定する耐震診断は、原則として住宅を含む建築物のうち、横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱第3条第1項の各号の規定に該当するものを対象として実施する。

5 前項の規定にかかわらず、第2項第1号に規定する耐震診断は、横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱第3条第2項の第1号から第3号までの規定に該当する建築物は対象としないこととする。

(申込手続)

第5条 本事業を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、現地調査を実施する希望日の14日前までに、利用申込書（第1号様式）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項にかかわらず、長屋及び共同住宅の場合並びに賃借人がいる場合について申込者は、現地調査希望日の14日前までに、利用申込書（第2号様式）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(同意事項)

第6条 申込者は、本事業を利用するに当たっては、次に掲げる事項に同意しなければならない。

- (1) 調査の実施に当たり、申込者は調査員による住戸内の立入調査に協力すること。
- (2) 調査の実施に当たり、申込者は原則として立会いをすること。
- (3) 申込者は調査を実施する日時の調整に協力すること。
- (4) 調査結果について、申込者は申込者以外の所有者（売買後の所有者を含む。）、当該住宅の居住者及び賃借人に周知するよう努めること。
- (5) 調査結果について、市長が必要に応じて申込者以外の建築物の所有者（売買後の所有者を含む。）、当該住宅の居住者、賃借人及び土地の所有者に対して情報提供を行うこと。
- (6) 本事業における耐震診断結果の説明並びに耐震改修及び不燃化改修の概算費用の算出のために、本事業で調査を行う建築物の、横浜市の「木造住宅耐震診断事業」及び「木造住宅訪問相談事業」の利用履歴及び調査結果について、事業所管課から提供を受けること。
- (7) 本事業で調査した建築物について、横浜市の「木造住宅耐震改修促進事業」、「木造建築物不燃化・耐震改修事業」、「防災ベッド等設置推進補助事業」の補助申請があった際には、補助要件の適合性を確認するために、本事業で行った耐震診断の利用履歴及び調査結果を事業所管課に提供すること。

(実施の決定)

第7条 市長は、第5条に規定する利用申込書の提出があったときは、当該申込の内容を審査し、建築物安全相談の実施の可否を決定し、実施通知書（第3号様式）をもって当該申込者に通知することとする。

2 市長は、前項の規定により建築物安全相談の実施を決定するに当たり、必要があるときは当該決定について条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する実施通知書の内容に変更の必要が生じたと認めるときは、当該実施通知書の内容を変更することができる。

(建築物安全相談の実施)

第8条 市長は、前条第1項に規定する建築物安全相談の実施を決定したときは、当該建築物安全相談を実施する調査員及び説明員を選定し、当該調査員に対し関係資料を送付する。

2 調査員は、前項の規定により資料を受領したときは、市長が指定する方法により事前確認及び現地調査を実施し報告書等を作成しなければならない。

3 説明員は、調査員が作成した報告書等をもとに、市長が指定する事項の説明を行い、申込者からの相談に応じるものとする。

4 市長は、第1項に規定する調査員及び説明員に、同一人を選定することができる。

(結果の報告)

第9条 調査員は、事前確認及び現地調査を実施したときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

2 説明員は、相談説明を実施したときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

3 前条第4項に基づき調査員と説明員が同一人となる場合は、第1項の報告は、第2項の報告と

同時に行うことができる。

(建築物安全相談の取止め)

第10条 申込者は、特別な事情により本事業の利用を中止又は取り止めるときは、速やかに市長にその旨を申し出なければならない。

(実施決定の取消し)

第11条 市長は、第7条第1項の規定に基づき建築物安全相談の実施の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申込その他の不正な行為により建築物安全相談の実施の決定を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(費用の請求)

第12条 市長は、前条の規定により建築物安全相談の実施を取り消した場合において、当該取消しに係る建築物安全相談を既に実施しているときは、期限を定めて、当該建築物安全相談にかかる費用を請求することができる。

(業務の委託)

第13条 市長は、本業務の一部を委託することができる。

(その他)

第14条 その他、この要綱の施行について必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成27年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和3年7月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による規定は、施行日以降に申請した事業について適用し、施行日の前日までに申請した事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日までに現に改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(申込先) 横浜市長 年 月 日
 横浜市木造建築物安全相談事業 利用申込書

フリガナ			
申込者氏名			
申込者住所	〒		
電話番号	-		
建築物所在地 (申込者住所と異なる場合記入)	〒 区		
以下の内容をご確認ください。			
対象建築物の要件確認	以下の要件を満たしているかをご確認の上、チェック <input checked="" type="checkbox"/> してください(必須)。 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 2階建て以下 <input type="checkbox"/> 築22年以上		
以下についてご確認の上、同意欄にチェック <input checked="" type="checkbox"/> してください(必須)。			
<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における耐震診断結果の説明並びに耐震改修及び不燃化改修の概算費用の算出のために、今回調査を行う建築物の、横浜市の「木造住宅耐震診断事業」及び「木造住宅訪問相談事業」の利用履歴及び調査結果について、事業所管課から提供を受けること。 ・横浜市の「木造住宅耐震改修促進事業」、「木造建築物不燃化・耐震改修事業」、「防災ベッド等設置推進補助事業」の補助申請があった際には、補助要件の適合性を確認するために、今回調査した建築物の耐震診断の利用履歴及び調査結果を事業所管課に提供すること。 ・本事業の調査結果を、横浜市が申込者以外の所有者(売買後の所有者を含む。)、当該住宅の居住者及び賃借人に情報提供を行うこと。 			
<input type="checkbox"/> 上記全てに同意します			
わかる範囲で結構ですので、調査を行う建築物についてご記入をお願いします。			
形態	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(店舗・事務所) <input type="checkbox"/> その他 () <small>※長屋・共同住宅や、貸家の場合は様式が異なりますので、お問合せください。 (全ての所有者及び賃借人(居住者・使用者)の同意が必要です。)</small>		
新築年月	明治・大正・昭和・平成 年 月		
建築確認 通知日・番号 (新築時)	昭和・平成 年 月 日 第 号		
図面の有無	有 ・ 無	増築の有無	有 ・ 無
延べ面積 (1・2階合計)	m ²	敷地面積	m ²
現地調査日	※ 申込日から2週間以上先の日程でお立会い可能な調査日を記入してください(土日祝日可)。 標準調査時間：3時間程度		
	第1希望	年 月 日 時 ~	
	第2希望	年 月 日 時 ~	

第2号様式(第5条第2項)

(申込先) 横浜市長

年 月 日

横浜市 木造建築物安全相談事業 利用申込書
(長屋・共同住宅の場合や賃借人がいる場合)

フリガナ			
申込者氏名			
申込者住所	〒		
電話番号	-		
建築物所在地	〒	(申込者住所と異なる場合記入)	
	区		
以下の内容をご確認ください。			
対象建築物の要件確認	以下の要件を満たしているかをご確認の上、チェック☑してください(必須)。 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 2階建て以下 <input type="checkbox"/> 築22年以上		
	以下についてご確認の上、同意欄にチェック☑してください(必須)。 ・本事業における耐震診断結果の説明並びに耐震改修及び不燃化改修の概算費用の算出のために、今回調査を行う建築物の、横浜市の「木造住宅耐震診断事業」及び「木造住宅訪問相談事業」の利用履歴及び調査結果について、事業所管課から提供を受けること。 ・横浜市の「木造住宅耐震改修促進事業」、「木造建築物不燃化・耐震改修事業」、「防災ベッド等設置推進補助事業」の補助申請があった際には、補助要件の適合性を確認するために、今回調査した建築物の耐震診断の利用履歴及び調査結果を事業所管課に提供すること。 ・調査結果について、申込者は申込者以外の所有者(売買後の所有者を含む。)、当該住宅の居住者及び賃借人に周知するよう努めること。 ・本事業の調査結果を、横浜市が申込者以外の所有者(売買後の所有者を含む。)、当該住宅の居住者及び賃借人に情報提供を行うこと。 <input type="checkbox"/> 上記全てに同意します		
わかる範囲で結構ですので、調査を行う建築物についてご記入をお願いします。			
形態	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅(店舗・事務所) <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
入居状況	<input type="checkbox"/> 入居有 → (戸中 戸入居) <input type="checkbox"/> 入居無(空家)		
新築年月	明治・大正・昭和・平成 年 月		
建築確認通知日・番号(新築時)	昭和・平成 年 月 日 第 号		
図面の有無	有 ・ 無	増築の有無	有 ・ 無
延べ面積(1・2階合計)	m ²	敷地面積	m ²
現地調査日	※ 申込日から2週間以上先の日程でお立会可能な調査日を記入してください(土日祝日可)。 標準調査時間：3時間程度 調査を実施するにあたり、全ての部屋へ立ち入る必要があります。立ち入りができない場合、調査が中止されますので、他の所有者や賃借人と、自身で希望日時の調整を行ってください。		
	第1希望	年 月 日 時 ~	
	第2希望	年 月 日 時 ~	
添付書類	・同意書(申込者以外の賃借人や関係権利者ごとに提出) ・所有及び居住・使用状況一覧表		

様

横浜市 長

横浜市 木造建築物安全相談事業 実施通知書

先にお申し込みをいただきました建築物安全相談の利用について、横浜市木造建築物安全相談事業実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり通知します。

次の日程で調査員を派遣いたします。

受付番号	第 号
現地調査日時	年 月 日 ()
	午前・午後 時 分から約3時間 ※ご多用の中恐縮ですが、調査へのお立会いをお願いいたします。 ※現地の状況や図面の有無によっては、予定より時間がかかる場合があります。
調査員氏名	
調査内容	
相談説明日	※ 相談説明日については現地調査の際に調査員に希望を伝えてください。(現地調査日から2~3週間程度先となります。)

次の理由により調査員の派遣はいたしません。

理由	
----	--